

在籍型出向にかかる取組実績について  
愛媛労働局説明資料

# 愛媛県在籍型出向等支援協議会の開催について

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、「**愛媛県在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

## 2. 愛媛県在籍型出向等支援協議会

### (1) 構成員

- 愛媛県経営者協会
- 愛媛県商工会議所連合会
- 愛媛県商工会連合会
- 愛媛県中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会愛媛県連合会
- (株)伊予銀行
- (株)愛媛銀行
- 愛媛信用金庫
- (公財)産業雇用安定センター愛媛事務所
- 愛媛県社会保険労務士会
- 経済産業省四国経済産業局
- 国土交通省四国運輸局
- 国土交通省四国地方整備局
- 国土交通省大阪航空局
- 愛媛県
- 愛媛労働局

### (2) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- 関係機関間の連携に関する事。
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。

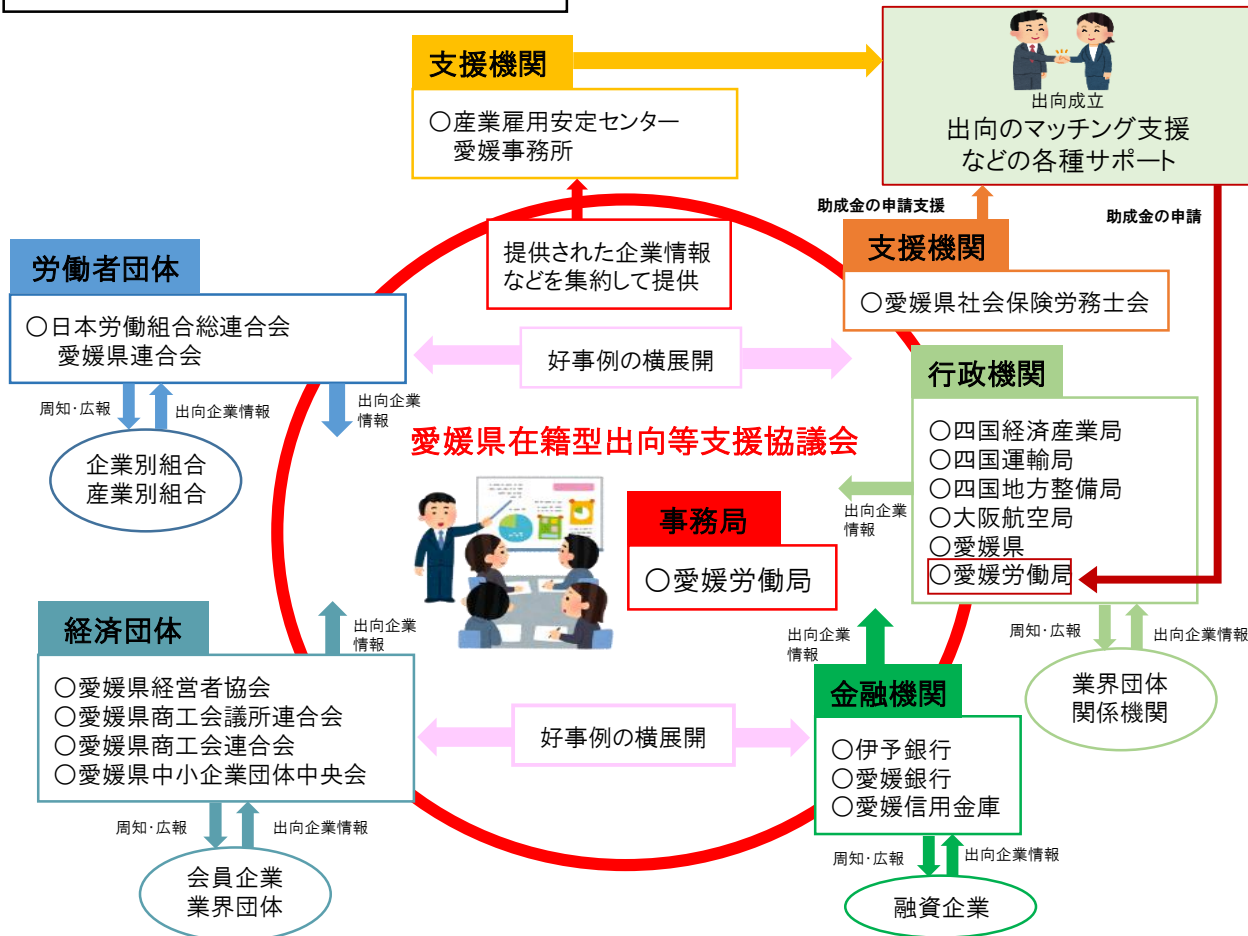
### (3) 開催実績 (予定)

- 第一回 令和3年6月28日 ※対面開催
- 第二回 令和3年11月15日 ※対面開催

# 愛媛県在籍型出向等支援協議会による連携について ～連携体制のイメージ図～

- 出向の成立に向けた有機的な連携体制を構築する。
- 具体的には、構成団体各機関が積極的に在籍型出向について周知・広報し、出向制度の認知度を高める。
- 周知・広報の結果、構成団体各機関が入手した出向企業(出向元・出向先)の情報を集約し、産業雇用安定センターに提供、出向の成立を図る。
- また、出向の成立を好事例として横展開することでノウハウの蓄積を図り、好循環を生み出す。

## 協議会による連携体制(案)



## 好循環の形成

協議会参画機関から関係企業等に  
出向支援情報(イベント情報、助成金  
等の支援制度)を周知・広報し、出向  
企業情報を把握する

協議会(事務局:愛媛労働局)におい  
て出向企業情報をとりまとめる

産業雇用安定センター愛媛事務所  
へ情報提供

産業雇用安定センターにおいて企業  
にアプローチし、マッチング支援

出向契約の締結

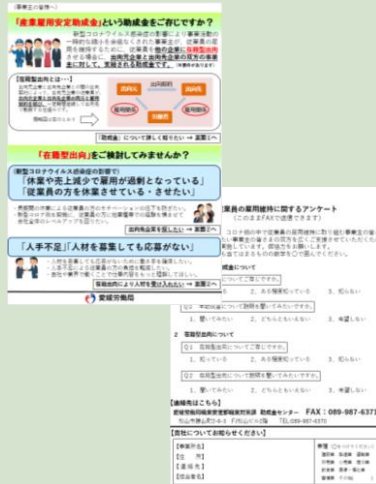
産業雇用安定助成金の申請等(愛媛  
労働局において審査・支給決定)

事例の蓄積、好事例の横展開

# 第1回愛媛県在籍型出向等支援協議会における主な意見

機関	内容
経済団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域ごとの人材確保は課題であり、製造業が強い東予では在籍型出向が使えるのではないかと。南予は人手不足が深刻であり、農業などは組織的なバックアップがあれば制度活用に至る可能性もあるため、情報があれば教えていただきたい。</li><li>・ 新型コロナウイルスが収束の見通しのつかない中のニューノーマルとして、雇用維持のための新たな手法である在籍型出向について、会員企業に知識として知っていただきたいという趣旨で、会員企業向けのセミナーを開催予定である。</li></ul>
労働団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ これからも産雇センターと定期的な情報交換を行っていききたい。</li><li>・ 雇用調整助成金等が削減された後、雇用を守れるかが課題だ。</li></ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 在籍型出向の普及には、まず周知活動が大事だ。</li><li>・ 一時的な雇用より常勤での雇用を求める声が増えている。出向制度とマッチするのは分からないが、助成金も含めて在籍型出向の周知に努める。</li><li>・ 出向元、出向先双方のニーズの変化を的確に捉えながら、産雇センター等と連携を図り、適切なマッチングをしていく必要がある。</li></ul>
産業雇用安定センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・ マッチング成立のポイントはいかに送出企業の情報を入手するかにかかっている。現状は、受入希望の企業情報が多く、送出企業の情報がほとんどない。送出しを希望する事業主からの相談があればセンターに紹介していただきたい。</li></ul>
社会保険労務士会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出向契約書を交わす、労使協定を結ぶ等の手続きが難しい中小企業もある。</li><li>・ 雇用調整助成金から産業雇用安定助成金にシフトして雇用を守れるよう事業主に提案していききたい。</li></ul>

# 在籍型出向支援策及び産業雇用安定助成金の周知・広報について

	制度周知	広報
愛媛労働局における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業別団体訪問による周知（別添参照）               <ul style="list-style-type: none"> <li>6/3 道後温泉旅館協同組合 愛媛県トラック協会</li> <li>7/1 新居浜機械産業協同組合 公益社団法人 愛媛県紙パルプ工業会</li> <li>7/6 一般社団法人 愛媛県バス協会</li> </ul> </li> <li>愛媛労働局HP「<u>在籍型出向を支援します！</u>」開設 ※トップページにリンクを掲載（R3.9.1～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金支給決定通知書に周知用リーフレット（愛媛版）を同封           <ul style="list-style-type: none"> <li>2/25～</li> <li>「産業雇用安定助成金」のご案内</li> </ul> </li> <li>8/11～           <ul style="list-style-type: none"> <li>「産業雇用安定助成金」のご案内</li> <li>制度改正のお知らせ</li> </ul> </li> <li>8/25～           <ul style="list-style-type: none"> <li>「産業雇用安定助成金」のご案内</li> <li>制度改正のお知らせ</li> <li>F A X 連絡受付票 → アンケート</li> </ul> </li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>県下8ハローワーク事業所担当部門及び助成金センターにおける周知・広報</li> </ul>
関係機関を通じた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関主催会議等を活用した制度周知           <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県経営者協会 11/10 第3回労務会議 「出向について」講師：産業雇用安定センター所長</li> <li>愛媛県社会保険労務士会 7/14 定例研修会（会員社労士向け） 「産業雇用安定助成金について」講師：愛媛労働局</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関の機関誌への記事掲載           <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県経営者協会 2021.7 No.502 愛媛経協 「産業雇用安定助成金」のご案内 リーフレット掲載</li> <li>愛媛県トラック協会 2021.7 エヒメトラック情報 「産業雇用安定助成金」のご案内 リーフレット掲載</li> </ul> </li> <li>マスメディアによる記事           <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛新聞 6/29付「県在籍型出向等支援協議会」記事掲載</li> </ul> </li> </ul>

# 産業別団体訪問における主な内容

①

機関	感染症拡大の影響	在籍型出向制度利用の可能性
道後温泉旅館協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昨年のGo Toキャンペーンの中止等もあり、年明けの予約状況が一桁となるなど年末年始は大変厳しい状況となった。(忘年会の開催が0件のホテルもあった。)</li> <li>• 会社関係の宴会、学校関係の修学旅行もほとんど動きがなくなった。</li> <li>• 関東・関西からの利用客が見込めなくなり、県民をターゲットにした割引等を展開してきたが、松山市を中心とした感染拡大により予約キャンセルに追い込まれた。</li> <li>• ホテル・旅館業は、利用客が少なくても<u>大浴場の管理や光熱水道費のランニングコスト</u>がかかり、<u>食材ロス</u>などのダメージも大きい。</li> <li>• 道後地区のホテルの<u>予約状況は、対前年比で85～96%減少</u>。ホテルの中には、<u>週末のみの営業スタイル</u>としたり、<u>県の補助金</u>を利用し、<u>テレワーク用の部屋として無料提供</u>するなどしている。</li> <li>• 昨年来、雇用調整助成金を利用。<u>若手社員</u>においては感染症の恐れや会社の<u>将来性への不安</u>を持つ者も多く、通常でも<u>離職率の高い若年者の更なる状況の悪化</u>が懸念される。</li> <li>• 休業させている従業員、特に若手社員には研修の一環として先輩からグループラインによる事例検討会等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ホテル業界は繁忙期と閑散期がはっきりしているため、例えば、<u>平日は他の業種へ出向し、週末はホテルで勤務する等の部分出向</u>が考えられる。</li> <li>• チェックイン時やチェックアウト時のコアな時間帯に働き、中抜けをする勤務形態の者も多く、そういった習慣の身についた者が出向先で8時～17時などの通常勤務が出来るのか不安な面もある。</li> <li>• <u>出向させることにより、離職を促すことにならないか</u>という点も危惧される。</li> </ul>
愛媛県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昨年4～5月以降、<u>物流の動きは、前年比5～10%減</u>で何とか持ちこたえている。雇用面は、元々、人材不足が顕著であったが、物流減に伴い落ち着いてきた状況である。</li> <li>• 運輸業界は、<u>どの業種の荷主を持つかによって左右される</u>。コロナの影響が大きかったのは、東予地区の機械類・鉄鋼資材、紙パルプ、家庭紙、新聞・広告、生花である。中・南予は活魚、食料品において、外食から内食へのシフトによる影響を受けている。</li> <li>• <u>宅配は活況であり、業界全体がそのイメージで見られがちだが、全体の数%に過ぎない</u>。</li> <li>• 長引くドライバー不足、高齢化、最近の若者の労働の価値観の変化（賃金より休暇等のプライベートの充実を優先）等の課題を解決するためには、新しい仕組み作りが必要だと感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>季節変動が顕著な荷主を持っている業者</u>（例えば、夏はドリンク類、冬は柑橘）などには<u>使える制度でないか</u>と思われる。</li> <li>• 傘下事業所に声を掛ければ、興味を示すところが何社かあるかもしれない。</li> <li>• バス業界の状況はかなり厳しいため、<u>バス運転手⇒トラック運転手、もしくは不況の荷主を持つ業者⇒好況の荷主を持つ業者へ出向するケース</u>などが考えられる。</li> </ul>

# 産業別団体訪問における主な内容 ②

機関	感染症拡大の影響	在籍型出向制度利用の可能性
<p>新居浜機械 産業協同組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般産業機械は、<u>低水準下にて横ばい状態</u>。</li> <li><u>建設機械は、主な需要先であった中国の減速傾向、また、流通ルートの未発達などから在庫過剰となり、生産中止状態</u>となっている。</li> <li><u>半導体の分野は、全体的に不足傾向にあることから期待している部分もあるが、現場レベルとしては遅れているように感じられる</u>。また、鋼材費も上昇している。</li> <li>新居浜地区内では<u>休業している組合企業も多少ある</u>。休業には至っていない企業も、<u>以前に比べ大幅に残業が減少</u>するなど、影響は少なからず出ている。</li> <li>高齢化が進んでいるなか、特に、中小企業においては近年若年層の採用に苦慮しており、新卒者（高校）にいたっては各企業取り合い状態である。</li> <li>現在、高齢の技能者が多く活躍してはいるが、体力面、安全面において限界があり、事業継承への対策は必要不可欠と考える。人材採用という側面からも、今後のコロナ収束後に不安が残る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用維持を進めるうえで、産業雇用安定助成金を活用した在籍型出向は有効な手段と考える。</li> <li><u>モノ(機械等)の移動より人を移動できる</u>ようであれば経費面からみても有効な制度と思われる。</li> <li>今後の理事会等において組合員に周知することは可能。（先方の希望により該当制度の周知用リーフレットを100部郵送）</li> </ul>
<p>公益社団法人 愛媛県紙パルプ 工業会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年同月と比べ、<u>生産・出荷ともに増加傾向にあるものの伸び悩んでいる状況</u>。</li> <li><u>衛生用紙は、巣ごもり需要に伴い、需要が増加したが、価格競争、販売価格の頭打ち、消費者の購入控え等の要因が重なり、昨年度に比べ減少傾向にある</u>。</li> <li>オリンピック開催時の影響について、製紙業界でも大いに期待していたところだが、現況では回復の材料とするには難しいと予想している。</li> <li>コロナの長期化による影響として、<u>取り扱う商品によって企業間の業務量に大きな差が出ている</u>。</li> <li>生産が減少している企業においては雇用調整助成金の活用により雇用維持を図っている。業況特例などの措置による影響はないが、今の特例措置の継続を大いに希望している。</li> <li>人材不足傾向にある業界であるため、コロナ禍においても若年者をはじめ新卒者（高校）の採用を行っているが、大手企業に集まる傾向であり、中小企業では若年層の絶対数が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍型出向については、グループ企業内で実施されてはいるが、<u>社外出向となる</u>と限られた地域であることなどから困難とも感じている。</li> <li>労働者の負担は否めないところではあるが、同業種間ではなく、むしろ異業種間での出向であれば制度を受入しやすとも考察される。</li> <li>会員に周知することは可能。（周知用リーフレットのデータを提供）</li> </ul>

# 産業別団体訪問における主な内容 ③

機関	感染症拡大の影響	在籍型出向制度利用の可能性
一般社団法人 愛媛県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 稼働状況は2年前と比べ、路線バスは7割、貸し切りバスは2～3割である。</li> <li>• 雇用面では、コロナ禍以前はかなりの大型2種免許取得者の人員不足であったが、減便・運休等により人員のバランスは皮肉にも適度な状態となっている。</li> <li>• 大手事業者では、<u>運転手を事務に配置転換するなどグループ内で調整を行っている。</u></li> <li>• 協会の7割を占める貸し切りバス専用の中小事業者においては、留守番に1名常駐させ、時折、バスのメンテナンス要員は必要であるものの、残りは休業を命じているところが多い。</li> <li>• <u>高速バスの稼働も厳しく、夜行バス運休や間引き運転を行っている。</u>通常、大手バス会社は路線バスの赤字を高速バスや貸し切りバスで補填するのが常であるが、それが出来ない状況となっている。</li> <li>• <u>休業中の運転手の中には、1週間バスに乗っていないと感覚が鈍るといった弊害も聞かれる。</u></li> <li>• 新卒の採用状況は厳しく、長引くドライバー不足、高齢化、また、最近の若者の労働に対する価値観の変化（賃金より休暇等のプライベートの充実を優先）等の課題があり、アフターコロナにおける人手不足対策が急務である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 休業中の従業員に副業を認めている事業者も結構あると聞いており、多くの事業者においては、<u>出向制度になじみがない。</u></li> <li>• <u>貸し切りバスであれば、夏・冬がどちらかといえばオフシーズンであるため、その時期に制度活用の糸口があるかもしれない。</u></li> <li>• 傘下事業所には制度周知をしたい。（周知用リーフレットのデータを提供）</li> </ul>



産業雇用安定助成金関係  
愛媛労働局説明資料

# 産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

(令和3年2月5日(制度創設日)～令和3年10月15日実績)

※速報値

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで8,373人。
- 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の3,177人(37.9%)、以下、大⇒大2,115人(25.3%)、中小⇒大1,808人(21.6%)、大⇒中小1,159人(13.8%)
- 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(3,435人)、出向先の最多は製造業(1,720人)、出向成立の最多は製造業⇒製造業(1,050人)、異業種への出向割合は65.0%

## 受理状況

( )内は独立性が認められない事業主間で行う出向

### 計画届受理

出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
<b>8,373人(333人)</b>	812所(88所)	1,331所(87所)

## 業種別

## 企業規模別

( )内は独立性が認められない事業主間で行う出向

出向先 \ 出向元	大企業	中小企業
大企業	2,115 (16)	1,808 (23)
中小企業	1,159 (49)	<b>3,177 (245)</b>
官公庁	63	51

出向先 \ 出向元	出向元																				(人) 合計
	A 農業・林業	B 漁業	C 鉱業・採石業・砂利採取業	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業・郵便業	I 卸売業・小売業	J 金融業・保険業	K 不動産業・物品賃貸業	L 学術研究・専門・技術サービス業	M 宿泊業・飲食サービス業	N 生活関連サービス・娯楽業	O 教育・学習支援業	P 医療・福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業(他に分類されないもの)	S 公務(他に分類されるものを除く)	T 分類不能の産業	
A 農業・林業	1	0	0	0	1	0	0	89	1	0	0	2	6	1	0	0	0	0	0	0	101
B 漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10
D 建設業	0	0	0	12	8	0	32	2	0	0	0	37	64	0	0	0	3	0	0	158	
E 製造業	0	0	1	2	<b>1050</b>	0	2	384	80	0	0	10	115	23	2	0	0	51	0	<b>1720</b>	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	8	2	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	14	
G 情報通信業	0	0	0	2	8	0	53	98	7	0	6	11	43	0	0	0	15	0	0	243	
H 運輸業・郵便業	0	0	0	0	97	0	4	<b>1012</b>	2	0	1	9	54	19	16	0	0	9	0	1223	
I 卸売業・小売業	0	0	0	13	53	0	2	275	<b>139</b>	0	3	7	140	375	1	1	0	100	0	1109	
J 金融業・保険業	0	0	0	0	1	0	0	73	1	0	0	23	2	3	0	0	0	1	0	104	
K 不動産業・物品賃貸業	0	0	0	3	0	0	5	14	9	0	<b>25</b>	2	123	5	11	0	4	11	0	212	
L 学術研究・専門・技術サービス業	1	0	0	0	8	0	13	72	7	0	0	<b>19</b>	35	89	4	2	0	79	0	329	
M 宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	18	0	10	125	18	0	0	2	<b>338</b>	67	0	0	0	7	0	585	
N 生活関連サービス・娯楽業	0	0	0	0	3	0	1	200	6	0	13	7	19	<b>49</b>	0	5	0	14	0	317	
O 教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	79	8	0	3	12	3	5	<b>6</b>	1	0	2	0	119	
P 医療・福祉	0	0	0	0	2	0	4	156	15	0	4	39	37	31	2	<b>19</b>	1	15	0	325	
Q 複合サービス事業	0	0	0	0	5	0	0	83	1	0	0	0	2	0	0	0	<b>3</b>	10	0	104	
R サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	20	0	16	659	219	2	15	63	174	189	5	0	0	<b>207</b>	0	1569	
S 公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	7	32	0	0	0	3	0	114	
T 分類不能の産業	0	0	0	0	3	0	0	2	2	0	2	4	0	1	0	0	1	2	0	17	
合計	2	0	1	34	1277	0	110	<b>3435</b>	519	2	67	205	1108	999	47	28	9	530	0	8373	

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで71人。そのうちグループ内出向21人。
- 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の54人(76.0%)、以下、大⇒中小12人(16.9%)、中小⇒大5人(7.0%)
- 業種別に見ると、出向元の最多は宿泊業・飲食サービス業(34人)、出向先の最多は運輸業・郵便業(29人)、出向成立の最多は宿泊業・飲食サービス業⇒運輸業・郵便業(29人)、異業種への出向割合は73.2%

受理状況

( )内は独立性が認められない事業主間で行う出向

計画届受理

出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
<b>71 (21) 人</b>	13 (8) 所	9 (3) 所

業種別

企業規模別

( )内は独立性が認められない事業主間で行う出向

出向先	出向元	
	大企業	中小企業
大企業	0人	5 (3) 人
中小企業	12人	<b>54 (18) 人</b>
官公庁	0人	0人

( )内は独立性が認められない事業主間で行う出向

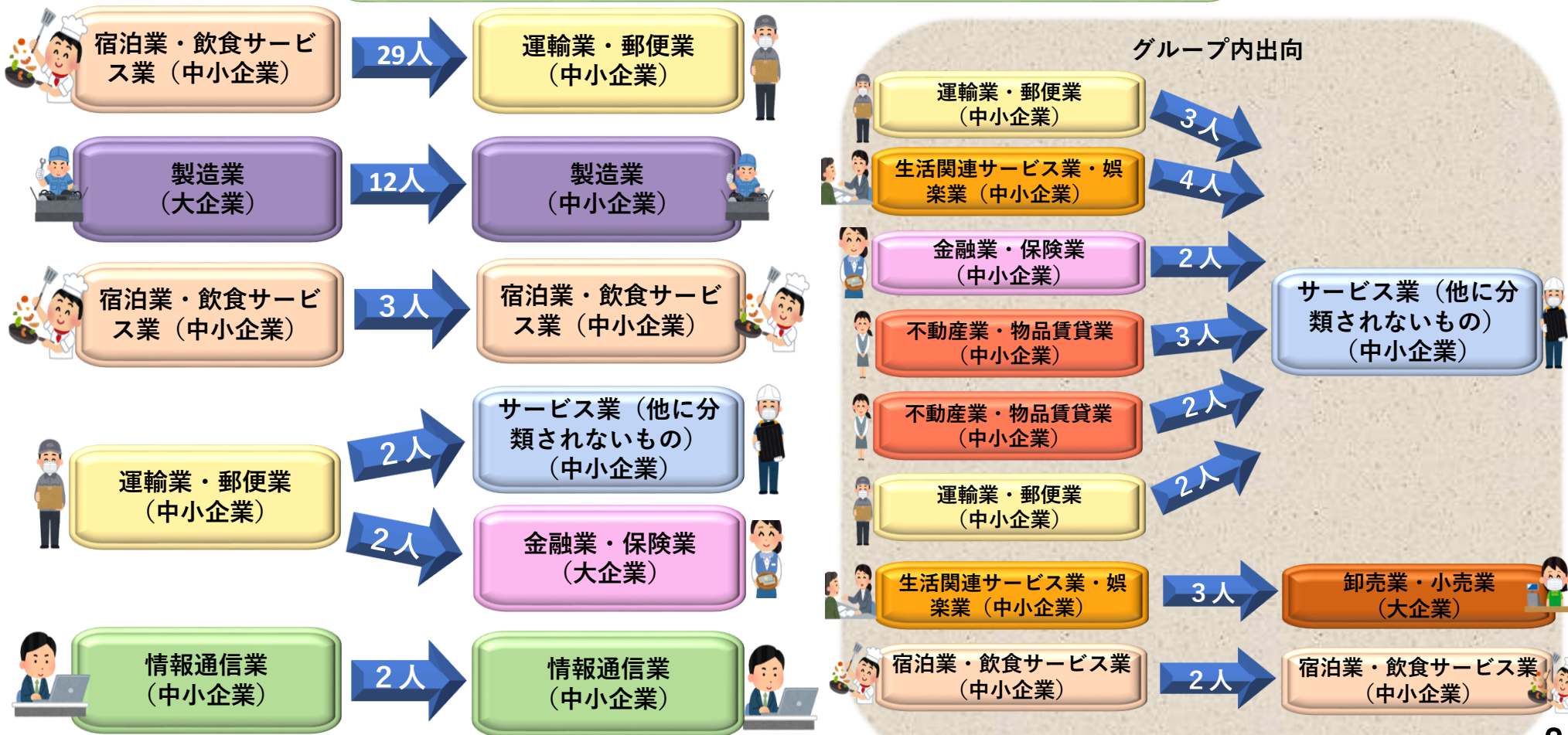
出向先	出向元	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	(人)
		農業林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業	合計
A	農業林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	製造業	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	情報通信業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
H	運輸業・郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	29
I	卸売業、小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3(3)	0	0	0	0	0	0	3(3)
J	金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
M	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5(2)	0	0	0	0	0	0	0	5(2)
N	生活関連サービス、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
O	教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P	医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Q	複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R	サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	7(5)	0	2(2)	5(5)	0	0	4(4)	0	0	0	0	0	0	18(16)
S	公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	12	0	2	9(5)	0	2(2)	5(5)	0	34(2)	7(7)	0	0	0	0	0	0	71(21)

# 産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況

愛媛労働局 (令和3年10月31日現在)

(内、グループ内出向数)

出向元事業所数 13 (8) 所 → 出向先事業所数 9 (3) 所  
計 71 (21) 人



# 産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況 (企業規模別)

## 概要

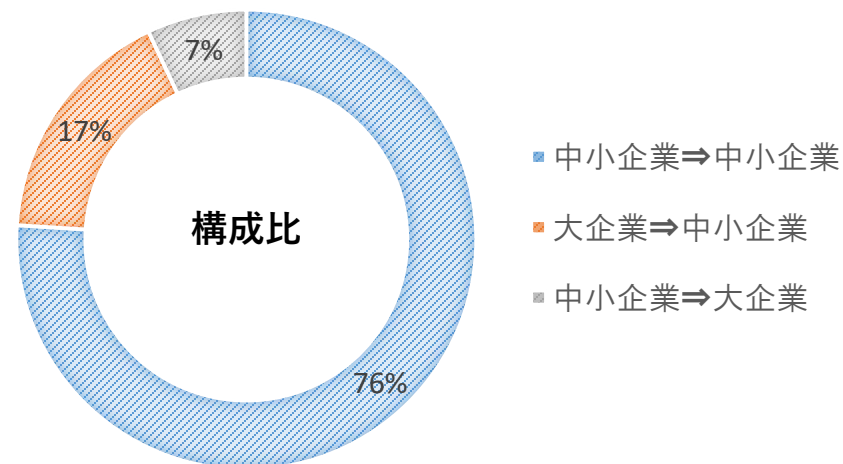
- 産業雇用安定助成金の出向計画届受理件数は、制度創設の2/5から約9ヶ月が経過した10/31時点までに  
 出向労働者数： 71人分  
 出向元事業所数： 13所分  
 出向先事業所数： 9所分 となっている。

## 企業規模別

- 企業規模別にみると、出向元・出向先ともに中小企業の方が多く、出向元における中小企業割合は約83%、出向先における中小企業割合は約93%となっている。
- 中小企業⇒中小企業が最多の54人（約76%）、以下、大企業⇒中小企業12人（約17%）、中小企業⇒大企業5人（約7%）

(人)

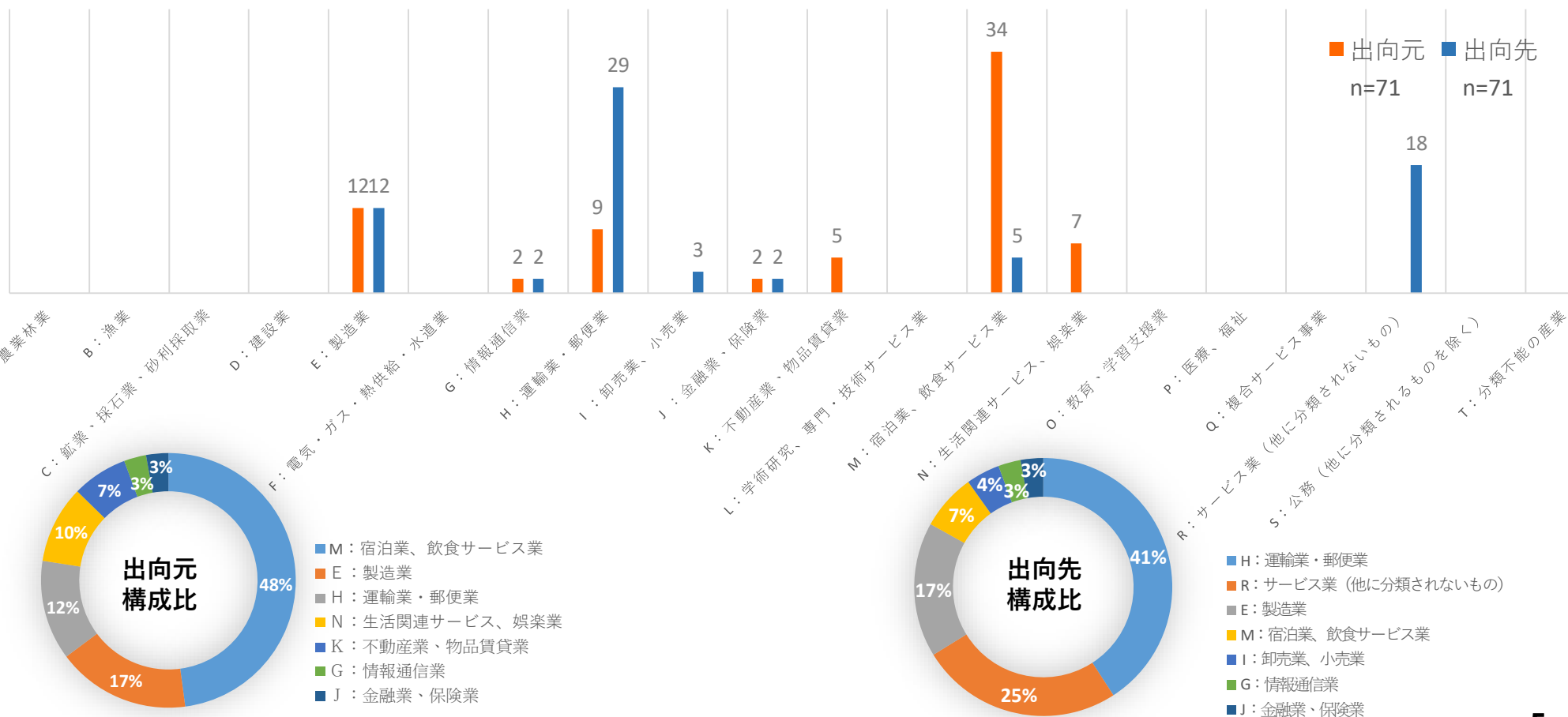
出向元 \ 出向先	大企業	中小企業	計
大企業	0	5	5
中小企業	12	54	66
計	12	59	71



# 産業雇用安定助成金 出向計画届受理状況（産業別）

## 産業別

- ・産業別にみると、出向元の最多は宿泊業、飲食サービス業（34人）、出向先の最多は運輸業・郵便業（29人）  
 (参考)出向成立の最多は宿泊業、飲食サービス業⇒運輸業・郵便業（29人）、異業種への出向割合は73.2%



「在籍型出向」により・労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま  
・人材を活用したい事業主の皆さまへ

制度改正のお知らせ

## 独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も 産業雇用安定助成金の助成対象になります

### 助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら

### 新たに助成金の対象となる「出向」

NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向  
(例) ・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限り）  
・代表取締役が同一人物である企業間の出向  
・親会社と子会社間の出向  
・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向  
※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向
- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向  
※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

### 助成率

NEW

#### 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「**出向初期経費助成**」は支給されません。

### 申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

#### [雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター]

電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



お問い合わせ先はこちら

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。